

木造住宅の耐震診断と耐震改修補助を行います

町では震災に強い町づくりを推進するため、木造住宅を対象として耐震診断を行います。

また、耐震診断で耐震性が劣る建物と判定された場合には、耐震改修の工事費などの補助を行います。

大地震による被害から尊い生命、身体、財産を守るためには住宅の耐震化対策が重要ですので是非この機会にご利用ください。

○耐震診断補助

【対象住宅】下仁田町内で昭和56年5月31日以前に着工された2階建て以下の在来軸組工法で建築した住宅

【募集戸数】5戸(先着順)

【診断費用】無料

※診断者の、交通費については申請者が実費を現地調査時に直接支払っていただきます。

※診断する建物の図面がない場合は別途自己負担となります。

【申請期限】10月31日(月)

○耐震改修補助

【対象住宅】耐震診断の結果、上部構造評点(※)が1.0未満とされた建物

※上部構造評点とは、耐震診断における建築物の構造の強さを示す指標の一つで、値が大きくなるほど地震に強く、1.0以上は、一応倒壊しない建物

【対象工事】上部構造評点を1.0以上にする耐震改修工事で平成29年1月末日までに完了するもの

【申請できる人】町が実施する耐震診断を受けており、町税を滞納していない人

【補助金額】改修工事(耐震補強設計、工事監理及び耐震補強工事)に要する費用の2分の1以内(限度額80万円)

【募集戸数】1戸(先着順)

【申請期限】10月31日(月)

【問合せ・申請先】建設ガス水道課 管理係 ☎64-8807

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間について

法務省及び全国人権擁護委員連合会では、6月27日(月)から7月3日(日)までの一週間を「子どもの人権110番強化週間」として、いじめ・体罰・虐待など、子どもの人権に関する相談・悩みごとについての電話相談の取扱時間を延長します。

「子どもの人権110番」専用電話番号は

全国共通 0120-007-110

※IP電話からは接続できません。

受付時間は、月曜日から金曜日までは午前8時30分から午後7時。土曜日と日曜日は午前10時から午後5時。

対応は人権擁護委員と法務局職員が行い、秘密は固く守ります。

平成28年秋の優良自動車運転者表彰申請について

表彰対象者 富岡交通安全協会の会員

受付期間 6月1日(水)から7月15日(金)までの間とし、その後の申請は受理できません。
但し、6月1日以降に取得した無事故無違反証明書を持参した場合は、7月29日(金)まで受け付けます。

申請方法 無事故・無違反証明の申請手続きは交通安全協会が代行しますので、免許証・印鑑・証明書代630円を持参して安全協会または、下仁田交番(火曜日のみ)へお出かけください。
また、従来どおり個人で証明書を取った方は、7月31日までにお持ちください。

表彰の種類 ①銅章(5年以上無事故・無違反) ②銀章(10年以上無事故・無違反)
③金章(15年以上無事故・無違反) ④金冠銀章(20年以上無事故・無違反)
⑤金冠金章(30年以上無事故・無違反) ⑥旭日金冠章(40年以上無事故・無違反)

表彰式 平成28年秋の全国交通安全運動期間中を予定しています。

その他 申請用紙は、富岡交通安全協会または、下仁田交番(火曜日)に用意してあります。詳細は、富岡交通安全協会へお問い合わせください。(☎63-2424)

「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」の請求はお済みですか

先の大戦で亡くなられた軍人軍属等の遺族に対して支給する特別弔慰金の請求を受付けています。まだ請求していない方は、手続きをしてください。請求の手続きは、下記のとおりです。

●**国債の名称** 第10回特別弔慰金国庫債券「い」号

●**支給総額** 額面25万円、5年償還の記名国債

●**請求期限** 平成30年4月2日(月)まで

●**支給対象者** 戦没者などの死亡当時の遺族で、平成27年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金などを受ける人がいない場合に、次の順序による先順位の遺族1人です。

(1)平成27年4月1日までに、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」による弔慰金の受給権を取得した人

(2)戦没者などの子

(3)戦没者などの死亡当時に生計を共にしていた父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(婚姻や養子縁組により、平成27年4月1日現在で氏が変わっている人は除く)

(4)(3)以外の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

(5)(1)～(4)以外の3親等内の親族(戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上生計を共にしていた人に限る)具体的には、叔父叔母・甥姪

●**持参するもの**

①印鑑②手数料(戸籍謄本等交付手数料)③前回申請された方は、「裁定通知書」

※前回申請者が亡くなった等の理由で、次の順位の方が申請する場合は、親族の状況が分かるように準備してお出かけください。

④個人番号がわかるもの

●**請求窓口** 健康課 福祉係(請求者の住所を有する役所)

【問合せ先】健康課福祉係 ☎0274-64-8803(直通)

「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」の請求をされた方へ

現在においての裁定状況をお知らせします。

平成28年4月20日現在において請求をされている方は、下仁田町で147名います。その内で県の審査・裁定がされ国債券の交付まで済んだ方は54名です。

このように県において相当数の請求書を預かっているため時間を要している旨、県国保援護課から連絡がありました。

「いつ頃、お金が入るのか?」との問い合わせをいただいておりますが、現在、8月県到着分のものが順次届いている状況ですので、時間を要することをご了承ください。

【問合せ先】健康課 福祉係 ☎64-8803(直通)

年金 国民年金付加年金 制度のご案内

将来、より高い老齢年金の給付を受ける為に国民年金加入者や65歳になるまでの任意加入者の方は、ご希望により国民年金保険料に加えて月額400円の保険料を納めることで、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。付加年金の年金額は200円×付加保険料納付月数です。

【例】40歳から60までの20年(240ヵ月)付加保険料を納付した場合。200円×240月＝48,000円が付加年金として老齢基礎年金に上乗せ。

なお、国民年金基金に加入している方や免除制度を利用している方は付加保険料を納めることが出来ません。

国民年金付加年金制度加入をご希望の方はお住まいの市役所、町村役場へお申込み下さい。

【問い合わせ】

ねんきんダイヤル

☎0570-105-1165

高崎年金事務所

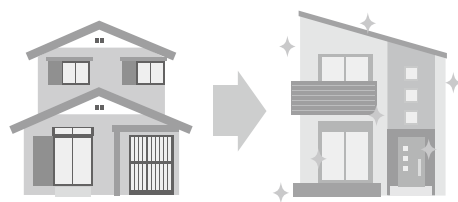
☎027-322-4299

空家の利活用、改修を支援!

町は移住定住促進対策及び空家対策として、空家等の利活用(賃貸・売買)に対する補助金を拡充しました!

従来の空店舗を利用した起業に対する支援に加え、定住やデュアルライフ(二地域間居住)のための空家利活用事業についても対象とし、対象者も個人のみから、加えて企業・地域自主組織・NPO法人まで広げました。

賃貸などで利活用をお考えの方はご利用ください。利用対象により申請内容等が異なりますので、必ず事前にご相談ください。



○補助対象事業

NO	利用対象	補助金額	補助対象者
1	定 住(10年以上)	経費の2分の1 限度額100万円	空家を利活用しようとする空家所有者、又は空家等所有者から空家等を借り受ける、又は購入する個人、企業、地域自主組織、NPO法人
2	起 業(5年以上)		
3	二地域間居住(5年以上)		

※1 対象となる空家等は「下仁田町空家バンク制度」に登録が必要

※2 二地域間居住:町を拠点とする二地域で一定期間を反復的に生活すること

○補助対象事業

空家等を利用して実施する改修及び事業に付帯する設備、備品等の整備を行う事業(空家等を借り受ける場合は、所有者の同意を得た場合に限る。)

問合せ先 地域創生課 地域振興係 ☎64-8809(直通)



ラジオ体操講習会を実施します!

8月21日の夏期巡回ラジオ体操会(会場:下仁田中学校)に向けて、下仁田小学校体育館にてラジオ体操講習会を開催いたします。

誰もが一度はやったことのある体操だと思いますが、意外と間違っていたり、効果の少ない動きになっている可能性があります。「健康づくり」のために是非参加して正しいラジオ体操を覚えましょう!!

【問合せ先】教育課 生涯学習係 ☎82-2115

※詳細につきましては、順次、

広報ホームページ等でお知らせしていきます。



日時	7月2日(土) 9:00~11:00
会場	下仁田小学校体育館
講師	群馬県ラジオ体操連盟
参加費	無料
申込み	不要(当日会場にお越し下さい)
服装	体操のできる動きやすい服装
持ち物	体育館シューズ・飲み物・タオル

まちなかラジオ体操

~ラジオ体操に参加するだけで、スクラムポイントがもらえちゃう!~

町商業協同組合では、8月21日(日)に行われる「夏季巡回ラジオ体操会」に先立ち、町民の健康増進とイベントをより一層盛り上げるため、まちなかラジオ体操を開催します。皆様の参加をお待ちしています。

開催日 8月14日(日)までの毎週日曜日 6月は5・12・19・26日です。

開催時間 午前6時30分~午前6時45分

開催場所 こんにゃく体験道場広場

イベント内容 ラジオ体操に参加した方に、1,000円お買い上げ分の10ポイントを贈呈します。

※ラジオ体操に参加の際は、スクラムカードをお持ちください。

「地方創生」や「地域づくり」に関する 勉強会・研修会等への参加を支援します!

地方創生のもとで、全国で様々な地域づくりに関する勉強会や研修会が開催されています。勉強会などでは、地域で課題となっているテーマを選定し、講義やフィールドワーク、グループワーク等の研修手法で、より実践的な地域づくりのノウハウを学ぶことができます。

町では、地域づくりに積極的に参加していただける人材育成のため、このような勉強会や研修会へ参加される方へ費用の全額助成をいたします。

つきましては、地域づくりに関心があり、勉強会などに参加したい方々は、ぜひご応募ください（事前にご相談いただきますようお願いいたします）。

《地域づくり人材育成支援事業 概要》

○助成対象者

下仁田町民又は町内で活動する団体やグループ

○助成内容

地域づくりの勉強会等の参加に係る旅費及び参加負担金(町旅費規程に準じます)

ただし、次に掲げる事業、経費は、助成の対象とはなりません。

(1)政治、宗教、営利を目的として行う事業

(2)人件費や光熱費等の運営に要する経費等恒常的に団体を維持するための経費

(3)団体の定例的な活動である事業(総会時の研修会など)

(4)団体及びその構成員のみのために行う事業(研修旅行や慰労会など)

(5)研修を活かす実施計画がない先進地への研修派遣、参加事業

※予算額に達したときは、助成は終了する予定です。

○開催予定勉強会等(例)

(一財)地域活性化センターが主催する『地方創生実践塾』および『土日集中セミナー』など

ホームページアドレス：<https://www.jcrd.jp/>

○その他

参加者は、受講後、町に新たな地域づくりの取組(イベント、勉強会)等を開催(提案)することをお願いいたします。

問合せ先 地域創生課 地域振興係 ☎64-8809(直通)

動物は愛情と責任をもって適正に飼いましょう

[犬はつないで飼いましょう]

- ・犬の放し飼いは、法律により禁止されています。
- ・散歩させるときも、引き綱などでつなぎましょう。

[犬猫を捨てないで]

- ・どうしても飼えなくなったときは、新しい飼い主を捜してください。
- ・捨てられた犬・猫は、野良犬・野良猫になって、周りに迷惑をかけてしまいます。

[飼い犬が死亡したとき]

- ・保健センターへ連絡してください。保健環境課 環境係 ☎82-5490

※犬の糞の啓発用看板は、「保健センター」に用意してあります。必要な方は、ご連絡下さい。

[犬の登録と狂犬病予防注射を必ず行いましょう。]

- ・鑑札や注射済標は、迷子になったときに役に立ちます。きちんと登録し、その年の注射済標を必ず首輪につけましょう。



教育資料館(旧小坂小学校2階)＝特別公開のお知らせ

町では、旧小坂小学校2階を教育資料館とし、町内各小学校の廃校による教育関係資料を収集・整理し、保管しています。

本年度も広く一般の方々にご覧いただくため、特別期間を設け公開します。(ただし、個人情報等一部非公開のものもあります。)

同窓会の下見等やお盆等の帰省時にも是非ご利用ください。

見学は無料ですが、特別公開期間を除き完全予約制となりますので、特別公開期間以外の見学を希望される方は、下記あてに予約申し込みをしてください。

特別公開期間 6月18日(土)から19日(日)両日とも午前9時から午後3時まで

※直接、旧小坂小学校へお越しください。

一般公開期間は、平日の午前9時から午後3時までとさせていただきます。

○申込み・問合せ先 教育課 学校教育係まで ☎82-2115

群馬県立下仁田高等学校トレーニングルームの一般開放のお知らせ

下仁田高校のトレーニングルームを一般の方々に開放しています。体力づくり、健康増進にご活用ください。

○使用できるもの ウェイトマシン、エアロバイク、ランニングマシン、バーベルなど

○対象 下仁田町もしくは南牧村に在住の方または下仁田高校生徒保護者

○日時 6月～11月の木曜日のうち、次の日(夏休み除く)

時間 17:30～19:30

(都合により開放できない場合もあります)

6月 2、9日 7月 7、14日

9月 1、15、29日 10月 20、27日

11月 10、17、24日

○申込み方法

電話にて前日までに申し込みをしてください。

下仁田高校 ☎82-3124(9:00～17:00) 担当 島田



下仁田高等学校図書館一般開放のご案内

＊下仁田ふれあいアカデミー＊

下仁田高校の生徒と地域住民の方々の「ふれあい」をとoshi、学校と地域が共に発展していくことを目指した事業です。その一環として本校図書館の一般開放を行います。

☆利用できる方 下仁田町・南牧村にお住まいの方、生徒保護者

☆期間 平成28年6月～平成29年1月の水・木曜日のうち次の日(学校行事等と長期休業中は除く)

6月 1、2、8、9、15、16、22、23、29、30日

7月 6、7、13、14日

9月 1、7、14、15、21、28、29日

10月 5、6、12、13、19、26、27日

11月 2、9、10、16、17、24、30日

12月 1、7、8、14、15、21日

1月 11、12、18、19、25、26日

☆時間 13:30～15:15(最終受付は15:00まで) ☆貸出冊数 1人5冊 ☆貸出期限 2週間



～新しく利用される方へ～

登録手続きが必要となりますので、一般開放日に住所・氏名を確認できるもの(運転免許証、保険証、身分証明証等)を忘れずにお持ちください。

問合せ先 群馬県立下仁田高等学校 ☎82-3124

協力隊活動報告

小池隊員報告

協力隊小池です。協力隊企画第1号として取り組んだ動画作品が、沖縄国際映画祭Eat&Smile部門でグランプリを獲得しました！町民の皆さまのご支援あってこそその結果だと思いますので、重ねて御礼申し上げます！今後の協力隊企画も暖かいご支援宜しくお願い致します。



沼田隊員報告

協力隊の沼田です。4月23日に読売旅行主催のツアーにて530名程のお客様が下仁田に来てくださいました。初めて下仁田に来てくださる方も多く、「素敵なお店だね。」との、お声も頂きました。私も役場の方々とお手伝いさせて頂きまして、お客様と共に人が本当に温かい町だと体感しました。またこのような機会があれば、お力添えしたいと考えております。

大井田隊員報告

西牧地区担当の大井田です。

〈4月の活動報告〉・4/16(土) 矢川区組長・班長会議に出席
集落づくりに向けてたくさんのご意見、アドバイス頂きました。

〈今後の活動〉

・5/15(日)矢川区 美化活動に参加

・5/28(土)矢川区 防災会議へ参加

少しずつ西牧地区へ訪れ、地域の方々とお話できる事に幸せを感じている毎日です！

渡邊隊員報告

下仁田町に住んでから山登りに目覚めつつある協力隊の渡辺です。山登りは荒船山岳会の方たちと一緒にさせていただいています。下仁田町における山登りの需要、これは間違いなく大きいと肌で感じるところでございます。そして6月4日(土)は私が企画しました協力隊企画・食の市「あらふねマルシェ」を11時～16時の間、荒船の湯の国道沿い駐車場で開催します。下仁田町で協力隊と地域住民が一緒になってイベントを開催するのは初の試み！集客で不利な点があっても地元でやるからこそ意味のあるイベントにしたいと思っています。お時間がある方は荒船の湯のご利用とともに是非お越しになってみてください！



片山隊員報告

ジオパーク担当・片山

6月12日、馬山の下仁田あじさい園が開園します。2万株のあじさいが斜面を彩る関東有数のあじさい園として有名ですが、この場所は川が作る地形がとてもよくわかる、地学のお楽しみスポットでもあります。あじさい園から見える地形の成り立ちを知れば、自然のパワーに驚くはずですよ。

開園中はときどき、わたしも現地で解説をしています。ぜひ会いに来てください！



住基ネット停止のお知らせ

6月14日(火)に、住民基本台帳ネットワークシステム(以下住基ネット)の業務アプリケーションソフトの更新作業を行います。この日は住基ネットを利用した手続きがご利用いただけません。

ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

住基ネットを利用した手続きとは

- マイナンバー(個人番号)カードの発行
- 電子証明書の発行
- 広域交付住民票の交付
- マイナンバーカード及び住民基本台帳カードによる転入手続
- マイナンバーカード及び住民基本台帳カードの継続利用登録

問合せ先 住民税務課 住民係 82-2112



定住促進奨励金制度について

～下仁田町への定住を促進します～

下仁田町への、町外からの転入促進と町民の定住化を推進するため、町内に住宅を新築し定住する方へ支援を行います。

交付対象者

- 町内に定住を目的として新築した住宅を取得した方。
 - ①町内にお住まいの方は、申請者の世帯において下仁田町が賦課する全ての税金等並びにガス水道料金等を滞納していない方
 - ②町外から転入された方は、転入前の住所地において前述の税金等を滞納していない方
- 新築した住宅が共有の場合の交付対象者は、代表者とします。

奨励金

- 交付金額 25万円
- 固定資産税が課税されることとなった当初の年度に一括交付します。

申請・期限

- 奨励金交付申請書に必要書類を添えて、交付年度の1月末日までに申請が必要です。
 - ①完納証明書
 - ②住民票(世帯全員)
 - ③家屋の所有権が確認できる書類(登記事項証明書または請負契約書の写し等)

ご注意

- 定住とは、町の住民基本台帳に記録され、定住の意思を持って5年以上継続して下仁田町を生活の拠点とし、生活の実態をもつことをいいます。
- 交付対象者の要件を欠くこととなった場合、虚偽の申請があった場合等は、奨励措置を取り消し、全額返還していただく場合がございます。

手続き・問合せ先

- 奨励金の対象者には、該当家屋が新たに固定資産税として賦課される年度の6月以降に担当課より案内等をさせていただきます。
- 地域創生課 地域振興係 ☎64-8809

